

お 客 様 各 位

2020 年 5 月 8 日
京都バス株式会社

「新型コロナウイルス感染症」発生に伴う乗車券類の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響で、京都の公立学校の休校期間が延長となったこと、また国において「緊急事態宣言」が全国を対象に発令されたことを受け、これを事由とした払戻しについて、以下のように取扱います。

記

1. 通学定期乗車券（通学（大学生用）および通勤定期乗車券を除く）

払戻額は通常通りの計算方法で算出し、所定の手数料を収受する。

但し、払い戻し申出日に関わらず、新学期用に購入した通学定期券について、購入後に定期券を使用していない場合は、発売額から手数料（500 円）を収受した額を払い戻す。

また、購入後に定期券をお使いになった場合は、払い戻し申出日に関わらず、緊急事態宣言の発令日（2020 年 4 月 7 日）以降の最終利用日を最終使用日とみなし、払い戻しを行う。（手数料 500 円が必要です）

※通常の払戻計算方：通用期間初めの日から払戻しの請求があった日までを使用済み期間とし、これを 1 日 2 回乗車の割合で普通旅客運賃に換算し、その金額を運賃額から控除した残額を払い戻す。手数料 500 円が必要

※当該取扱いは当分の間実施します（6 月末までを予定しています）。

2. 通勤定期券および通学定期券（大学生用）

払戻額は通常通りの計算方法で算出し、所定の手数料を収受する。

但し、「緊急事態宣言発令」に伴う外出自粛を事由とする払い戻しであり、緊急事態措置期間を有効期間に含む定期券である場合は、払い戻し申出日に関わらず、緊急事態宣言の発令日（2020 年 4 月 7 日）以降の最終利用日を最終使用日とみなし、払い戻しを行う。（手数料 500 円が必要です）

※当該取扱いは 6 月末までを予定しています（取扱期間を延長しました）。

※定期券の払い戻しの際には学生証や身分証明書をお持ちください。

以上